

## 3.20-22 アスベスト健康被害ホットライン実施要綱 フリーダイヤル 0120-631202

2006年3月13日

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881 joshrc@jca.apc.org

ホットライン担当事務局：(社)神奈川労災職業病センター 川本浩之

〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9サンコーポ豊岡505

TEL(045)573-4289 FAX(045)575-1948 kawahiro@jca.apc.org

2月に成立・公布された「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)」が3月27日に施行され、その1週間前の3月20日から、新たな救済給付等の申請・請求の受け付けが開始されることが決定されました。

新法による新たな救済制度は、私たちも参加している石綿対策全国連絡会議が再三指摘してきたとおり、「隙間」と「不公正」だらけの不十分なものです。「迅速な対応」は、患者や家族の実態を把握しその声を聴くという、新たな制度創設に当然必要なプロセスを回避するための方便であったと言わざるを得ませんが、そのツケは制度運用に必要な細目がなかなか示されず、周知されないというかたちでも現われています。環境省と厚生労働省が合同で実施した「石綿による健康被害の救済について(案)」パブリックコメントに対して、石綿対策全国連絡会議が2月20日に提出した66項目の意見(<http://park3.wakwak.com/~banjan/>参照)に対する回答も示されていません。

さらに縦割り官僚行政の弊害も加わって、様々なトラブルが噴出することが予想され、アスベスト被害者・家族の公正な補償を受ける権利が侵害される懸念をめぐり去ることはできません。

患者・家族の会と私たちの連絡会議に参加する尼崎労働者安全衛生センター、関西労働者安全センターが、クボタ旧神崎工場(尼崎市)の住民中皮腫患者と出会い、患者が自ら立ち上がることによって、クボタ・ショックと言われる事態が惹起しました。全国労働安全衛生センター連絡会議と傘下の地域安全センターは、この間、全国の被害者・家族の相談に応じ、支援してきました。昨(2005)年12月19～20日の2日間実施した全国一斉「なくそう!アスベスト被害ホットライン」には、全国から494件の相談が寄せられています。

新たな救済給付等の申請・請求の受け付け開始に合わせて、私たちは再度、下記のとおり、全国一斉「アスベスト健康被害ホットライン」を実施いたします。21日の春分の日の日も含めて、3日間の午前10時～午後6時、フリーダイヤルで全国どこからでも最寄りの地域安全センターの相談窓口につながり、労災相談の経験豊かな相談スタッフが対応します。必要に応じて、医師、弁護士等のご紹介も可能です。もちろん、プライバシーは絶対厳守いたします。

今回相談に対応する地域センターは17団体で、別掲記載のとおりです。

日時：2006年3月20日(月)～22日(火) 午前10時～午後6時  
電話番号：フリーダイヤル 0120-631202(全国どこからでも無料)

予想される相談の内容のいくつかを、以下に掲げておきます。

- アスベストによる健康被害はすべて新たな救済制度の対象になるのですか？→①労災補償制度(労災保険の他、地方公務員災害補償基金や船員保険等もあります)、②新法の救済給付(労災補償の対象とならない住民被害者、家族曝露の被害者、自営業者の一部が対象)、③新法の特別遺族給付金(時効により労災保険の遺族補償給付受給権が消滅した方)、④上記いずれの対象にもならない場合(しかし加害者に損害賠償請求が可能な場合はありえますし、新たな制度的対応が必要な事例があることを具体的に示すことも重要)があります。
- 自営業者はすべて新たな救済制度の対象になるのですか？→過去、①労働者であった期間、②自営業者として労災保険に特別加入していた期間、③労災未加入の自営業者期間、の3つをもっている可能性があります。①②の期間中のアスベスト曝露が主な原因(単に期間の長さだけではありません)である場合には労災補償の対象になります。それ以外が新たな救済制度です。発症時に無職だったとしても、過去に①②の期間がある方の場合も同様です。
- どの制度の対象になるかは(財)環境再生保全機構や労働基準監督署で調べてくれるのですか？→新法の救済給付の申請・請求は(財)環境再生保全機構等、労災保険給付と新法の特別遺族給付金の請求は労働基準監督署が窓口になりますが、相互の連携は当てになりそうもありません。申請・請求を行う被害者や家族の選択の責任ということにされそうです。私たちは、「労災補償を受けられる人が新法の救済給付のみで泣き寝入りさせられることがないようにする制度的対応」を求めてきました。窓口での応答は記録しておいてください。
- ふたつの制度に同時に申請・請求手続を行うことはできますか？→できます。労災補償制度は時効期間内に請求手続を行えば基本的に初診日に遡って給付を受けることができますが、新法の救済給付は「申請のあった日」からしか効力が生じません。労災補償の手続をしたものの、数か月以上も経ってから労災補償を受けられないことが決定される場合などもありうることから、労災補償と新法の救済給付の申請・請求手続を同時に行っておいた方がよい場合も考えられます。
- いつ手続をするのがよいのでしょうか？→新法の特別遺族給付金(時効により労災保険の遺族補償給付受給権が消滅した方が対象)の「年金は、請求のあった日の属する翌月分から支給されます。請求を行う場合は、早めに手続を行ってください」とされ、救済給付は、「申請のあった日から給付されますので、早急に申請することをお勧めします」とされています。
- 申請・請求手続を行ったところ、「添付書類がそろっていないので受理できない」と言われてしまったのですが？→申請・請求日がいつになるかは重要ですので、不備があっても受理させ(受理印を押させ)、おって足りない書類等を補うこととさせる必要があります。3月20日から受付を開始するものの、添付する戸籍抄本は3月27日以降の日付で証明されたものの提出を要求されていることなどから、混乱も予想されます。窓口での応答は記録しておいてください。
- アスベストが原因で死亡したと思われるのですが、死亡診断書は残っておらず、医療機関でもカルテ等が保存されていないと言われてしまったのですが？→死亡者の死亡時の本籍地を管轄する法務局に請求して、「死亡診断書の写し」(死亡届の記載事項証明書)の交付を受けることが可能です。私たちは、石綿健康被害救済新法の申請・請求手続に必要な場合に、容易に法務局から交付が受けられる体制を整備しておくよう求めています。トラブルも予想されます。窓口での応答は記録しておいてください。

# 今回相談に対応する17の地域センター一覧

発信地域の最寄りの相談窓口につながります。特定の団体に連絡する場合は以下を御参照下さい。

東京	NPO法人 東京労働安全衛生センター 〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階	E-mail center@toshc.org TEL 03 3683-9765 /FAX 03 3683-9766
神奈川	社団法人 神奈川労災職業病センター 〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコー豊岡505	E-mail k-oshc@jca.apc.org TEL 045 573-4289 /FAX 045 575-1948
新潟	財団法人 新潟県安全衛生センター 〒951-8065 新潟市東堀通2-481	E-mail KFR00474@nifty.ne.jp TEL 025 228-2127 /FAX 025 228-2127
愛知	名古屋労災職業病研究会 〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1	E-mail roushokuken@be.to TEL 052 837-7420 /FAX 052 837-7420
三重	三重安全センター準備会 〒514-0003 津市桜橋3丁目444 ユニオンみえ内	E-mail QYY02435@nifty.ne.jp TEL 059 225-4088 /FAX 059 225-4402
京都	京都労働安全衛生連絡会議 〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビィス梅垣ビル1F	E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp TEL 075 691-6191 /FAX 075 691-6145
大阪	関西労働者安全センター 〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらビル602	E-mail koshc2000@yahoo.co.jp TEL 06 6943-1527 /FAX 06 6942-0278
兵庫	尼崎労働者安全衛生センター 〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付	E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp TEL 06 6488-9952 /FAX 06 6488-2762
兵庫	ひょうご労働安全衛生センター 〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号	E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp TEL 078 251-1172 /FAX 078 251-1172
広島	広島労働安全衛生センター 〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル	E-mail hirosshima-raec@leaf.ocn.ne.jp TEL 082 264-4110 /FAX 082 264-4123
徳島	NPO法人 徳島労働安全衛生センター 〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内	E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp TEL 088 623-6362 /FAX 088 655-4113
愛媛	NPO法人 愛媛労働安全衛生センター 〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15	E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp TEL 0897 34-0900 /FAX 0897 34-5667
愛媛	えひめ社会文化会館労災職業病相談室 〒790-0066 松山市宮田町8-6	TEL 089 941-6065 /FAX 089 941-6079
高知	財団法人 高知県労働安全衛生センター 〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28	TEL 088 845-3953 /FAX 088 845-3953
大分	社団法人 大分県勤労者安全衛生センター 〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階)	E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp TEL 097 567-5177 /FAX 097 503-9833
鹿児島	鹿児島労働安全衛生センター準備会 〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F	E-mail aunion@po.synapse.ne.jp TEL 0995 63-1700 /FAX 0995 63-1701
沖縄	沖縄労働安全衛生センター 〒900-0036 那覇市西3-8-14	TEL 098 866-8906 /FAX 098 866-8955

沖縄労働安全衛生センターの電話番号(098)866-8906で実施。フリーダイヤルも利用可能です。

## 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL 03 3636-3882/FAX 03 3636-3881  
E-mail joshrc@jca.apc.org HOMEPAGE <http://www.jca.apc.org/joshrc/>